
◎意見書案第5号 認知症への取り組みの充実強化に関する
意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第17、意見書案第5号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。世界最速で高齢化が進む我が国では団塊の世代が75歳以上となる2025年には認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。政府は本年1月認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など総合的な取り組みが求められるところであります。よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

4. 認知症施設推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 5 号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。